

呉市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 呉市は、広島県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び呉市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、呉市内への移住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、広島県と共同して行う広島県移住・マッチング支援事業において、東京圏から呉市に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、広島県移住・マッチング支援事業実施要領（以「県実施要領」という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 次に掲げるいずれかの地域を含む市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条第19第1項に規定する指定都市を除く。）をいう。
 - ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域、同法第3条第1項若しくは第2項、第41条第1項若しくは第2項、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域
 - イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村に指定された区域
 - ウ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域に指定された区域
 - エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域に指定された区域
 - オ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
- (3) マッチングサイト 県実施要領に基づき、地域企業の幅広い求人情報の提供を支援するため、広島県が運営するインターネット上における求人特集ページをいう。
- (4) 中小企業等 広島県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに求人情報を掲載している法人（個人事業主を除く。）をいう。
- (5) 専門人材 県の行うプロフェッショナル人材マッチング支援事業又は内閣府地方創生推進室が行う先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者をいう。

(交付金額)

第3条 移住支援金の金額は、対象者を含む2人以上の世帯員の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。また、申請日において18歳未満の世帯

員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

(対象者要件)

第4条 次の(1)の要件を満たし、かつ(2)、(3)、(4)又は(5)の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては(6)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関し、ア、イ及びウに掲げる全ての要件に該当すること。

ア 移住元に関する要件

- (ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。
- (イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

イ 移住先に関する要件

- (ア) 交付金の交付決定がされた後であって、広島県及び呉市において移住支援事業の詳細が公表された後に、転入したこと。
- (イ) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- (ウ) 呉市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

- (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び現に広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が行われている暴力団員等であると認められる者でないこと。
- (イ) 呉市の市税を滞納していないこと。
- (ウ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- (エ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、都道府県及び市町村が認める場合を除く。
- (オ) その他広島県又は呉市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関し、ア又はイに掲げる全ての要件に該当すること。

ア 一般の場合

- (ア) 勤務地が広島県内に所在すること。
- (イ) 就業先が、広島県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人

であること。

(ウ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(エ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記イの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(オ) 当該法人等に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

(ア) 勤務地が広島県内に所在すること。

(イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該法人等に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関し、次に掲げるすべての要件に該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 起業に関する要件としては、1 年以内に「東京圏からの移住による地域課題解決型起業支援事業」に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(5) 関係人口における要件としては、アのいずれかに該当し、かつイのいずれかに該当すること。

ア 支給対象者の要件

(ア) 過去に呉市の住民基本台帳に記録されたことがある者。

(イ) 呉市に連続して 5 年以上勤務経験のある者。

(ウ) 3 親等内の親族が呉市の住民基本台帳に記録されている者。

(エ) 呉市の活性化に関わる団体において、その担い手となって当該団体が行う活動・イベントに 3 年以上継続的に参加している者。

イ 地域の担い手確保の要件

(ア) 団体の組合員として農林水産業に従事する者。

(イ) 呉市内を運行する路線を保有する事業所において、バスの運転手・航路の運航に従事する者又は、呉市内に本社又は支店等が所在する事業所において、タクシー運転手として従事する者。

(ウ) 呉市内において、家業、事業継承をする者。

(6) 2 人以上の世帯に関し、次に掲げる全ての要件に該当すること。（世帯向けの金額を申請

する場合のみ)

ア 申請者を含む世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む世帯員がいずれも、交付金の交付決定がされた後であって、広島県及び呉市において移住支援事業の詳細が公表された後に、転入したこと。

エ 申請者を含む世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内であること。

オ 申請者を含む18歳以上の世帯員がいずれも、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び現に広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が行われている暴力団員等であると認められる者でないこと。

カ 申請者を含む18歳以上の世帯員がいずれも、呉市の市税を滞納していないこと。

（交付の申請等）

第5条 移住支援金の申請者は、移住支援金交付申請書（様式1）（以下「交付申請書」という。）、移住支援金の交付申請に関する誓約事項（様式1別紙1）、呉市に移住後の就業先の就業証明書（様式2-1、2-2又は2-3）、本人確認書類及び呉市に移住後の住民票の写し（申請日前3か月以内の原本）に加え、第4条（1）の要件を満たし、かつ（2）、（3）、（4）又は（5）の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては（6）の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により移住支援金の交付申請を行った対象者が当該申請を撤回するときは、遅延なく、移住支援金支給申請撤回届出書（様式5）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに呉市移住支援金交付決定通知書（様式3）（以下「交付決定通知書」という。）により、当該申請者に通知する。

審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合は、呉市移住支援金不交付決定通知（様式4）により、速やかに申請者に通知する。

（支援金の交付）

第7条 交付決定を受けた申請者は、移住支援金の交付を受けようとするときは、速やかに呉市移住支援金交付請求書（様式6）及び通帳の口座番号がわかるページの写しを市長に提出しなければならない。市長は、これを審査し、適当と認めたときは、当該請求書を受領した日の翌日から起算して30日以内に、当該請求者に対し、補助金を交付しなければならない。

（交付決定通知書の再交付）

第8条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、呉市移住支援金交付決定通知書再交付申請書（様式7）（以下「再交付

申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第9条 市長は前条に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに呉市移住支援金交付決定通知書【再交付】(様式8)により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第10条 広島県及び呉市は、広島県移住・マッチング支援事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、必要があると認めるときは、広島県移住・マッチング支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第11条 市長は、受給者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を呉市移住支援金返還通知書(様式10)により通知し、請求する。ただし、雇用法人の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして広島県及び呉市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に呉市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合(就業の場合のみ該当)

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に呉市から転出した場合

(返還免除申請)

第12条 受給者は、返還要件に該当するに至った原因が、雇用法人の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、呉市移住支援金返還免除申請書(様式11)及び返還免除理由を証する書類により、返還の免除を申請できる。

(返還免除決定の通知)

第13条 市長は、移住支援金の返還免除の申請があったときは、その内容を審査し、広島県と協議のうえ、返還免除をすることが適当と認めるときは、速やかに呉市移住支援金返還免除承認通知書(様式12)により、当該申請者に通知する。審査の結果、返還免除をすることを不適当と認める場合は、呉市移住支援金返還免除不承認通知書(様式13)により、速やかに申請者に通知する。

(事業の見直し)

第14条 市長は、この要綱の規定に基づく補助対象事業の内容について、施行後3年を目処に、施行状況を勘案し、必要と認める場合はその結果に基づき見直し等の措置を講ずるものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、広島県と呉市が協議して定める。

付 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年5月19日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

